

『専門職必修講座 労働基準監督官 記述対策 講義編 労働法』(KU23064)

訂正表

2024年03月08日現在

ページ	訂正箇所	訂正内容		掲載日
P. 64	下から5行目	誤	天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合、または、労働者の責に帰すべき事由に基づいて解雇する場合であるが、 <u>労働者の責に帰すべき事由に基づいて解雇する場合には、</u>	2024/03/08
		正	天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合、または、労働者の責に帰すべき事由に基づいて解雇する場合であり、 <u>いずれの場合にも、</u>	
P. 126	「38 年次有給休暇の成立要件・休暇日数(2022年)」の解答例	誤	成立要件は、雇入れの日から起算して6カ月間継続勤務し、全労働日の8割以上出勤することである。休暇日数は、 <u>継続または分割した10労働日から20労働日である。所定労働日数が週4日以下の者は所定労働日数に応じ休暇日数が決まる。(110字)</u>	2024/03/08
		正	成立要件は、雇入れの日から起算して6カ月間継続勤務し、全労働日の8割以上出勤することである。休暇日数は、 <u>勤続年数に応じて10から20労働日であるが、週所定労働日数が4日以下かつ週所定労働時間が30時間未満の労働者には所定労働日数に比例して付与される。(122字)</u>	

※「掲載日」は、上掲訂正情報がLECホームページの『公務員 テキスト改訂・修正情報一覧』(<http://www.lec-jp.com/koumuin/info/teisei/>)に掲載された日付です。